

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項 (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの</u> 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、オープンイノベーション機構長<u>及び国際戦略本部長</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第5 委員会に、周年事業の具体的な企画及び実施のため、幹事会を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事会に幹事長を置き、<u>総務担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2 } (同 左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの</u> 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、<u>学生総合支援機構長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、オープンイノベーション機構長、<u>国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p>(10)～(12) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学降任等審査委員会要項 (平成24年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 委員会に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 幹事会に幹事長を置き、<u>百二十五周年事業を担当する理事</u>をもって充てる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学国際教育委員会規程 (平成28年3月8日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 委員会に関する事務は、<u>人事部人事・労務課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>総務担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 委員会に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部国際教育交流課</u>において処理する。</p>
<p>第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>人事担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p>	

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第3 総合専門業務室に、室員として、専任又は兼任の首席専門業務職員、上席専門業務職員、主任専門業務職員又は専門業務職員を置くことができる。</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部又は共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部又は共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学教室系技術職員に係る組織要項 (平成3年1月22日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(総合技術部委員会)</p> <p>第4 総合技術部に、総合技術部委員会を置く。</p> <p>2 総合技術部委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>総務担当の理事</u></p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>3～8 } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(総合技術部委員会)</p> <p>第4 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) <u>人事担当の理事</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>3～8 } (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (昭和42年3月3日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は<u>不正防止実施本部事務室長</u></p> <p>(4) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(公印の作成等)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は<u>不正防止実施本部事務・DX推進室長</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2 } (略)</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における研究資源アーカイブに関する規程 (平成22年3月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) }</p> <p>(5) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）若干名</p> <p>(6) } (略) 2～4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>(5) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）若干名</p> <p>(6) } (同 左) 2～4 }</p>
<p>京都大学名誉フェローの称号授与に関する規程 (平成25年3月19日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(推薦)</p> <p>第3条 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）の長は、名誉フェローの称号を授与することが適当と認められる者を推薦する場合は、理事又は副学長（当該推薦理由に係る業務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。）に名誉フェロー称号授与候補者の推薦をするものとし、当該理事又は副学長は、当該推薦に基づき、総長及び理事で構成する会議において名誉フェローの称号授与について発議する。</p> <p>2～4 (略) (後 略)</p>	<p>(推薦)</p> <p>第3条 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）の長は、名誉フェローの称号を授与することが適当と認められる者を推薦する場合は、理事又は副学長（当該推薦理由に係る業務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。）に名誉フェロー称号授与候補者の推薦をするものとし、当該理事又は副学長は、当該推薦に基づき、総長及び理事で構成する会議において名誉フェローの称号授与について発議する。</p> <p>2～4 (同 左)</p>
<p>京都大学における履修証明プログラムに関する規程 (平成26年1月7日総長裁定)</p>	

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(開設)</p> <p>第3条 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として、体系的な知識、技術等の習得を目指す課程とする。</p> <p>2 履修証明プログラムは、部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）又は複数の部局が共同して開設することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(開設)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 履修証明プログラムは、部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）又は複数の部局が共同して開設することができる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学基金を通じたクラウドファンディングの実施に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(令和3年7月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準</p> <p style="text-align: center;">(平成25年3月1日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(支出手続)</p> <p>第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。）の長に提出する</p>	<p>(支出手続)</p> <p>第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室、及び不正防止実施本部事務・DX推進室並びに各</p>

改正前	改正後
<p>ものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略) (後 略)</p> <p>京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成23年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成25年1月30日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学における留学生コースを履修する外国人留学生に係る入学料の免除に関する規程 (平成27年6月26日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第8条 この規程に定める入学料の免除に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>Kyoto University International Undergraduate Program により本学の学部学生として入学する外国人留学生に係る授業料及び入学料の免除に関する規程 (平成30年9月26日総長裁定)</p>	<p>共通事務部をいう。)の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 この規程に定める入学料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(運営)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料及び入学料の免除に関する事務は、<u>国際高等教育院事務部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p>Kyoto University International Undergraduate Program により本学の学部学生として入学する外国人留学生に係る奨学金に関する規程</p> <p>(平成30年9月26日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(運営)</p> <p>第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際高等教育院事務部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p>Kyoto University International Undergraduate Program における予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する外国人留学生に係る奨学金に関する規程</p> <p>(平成30年9月26日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(運営)</p> <p>第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際高等教育院事務部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(運営)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料及び入学料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部留学生支援課</u>において行う。</p> <p>(運営)</p> <p>第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部留学生支援課</u>において行う。</p> <p>(運営)</p> <p>第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部留学生支援課</u>において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、令和4年4月1日から実施する。</p>